令和4年7月定例農業委員会議事録

1.	日	時			令	和 4	年	7 月	27	月	午往	後 1	時 3	0 分	
2.	場	所		松	;	浦	市	役	所	r ī	†	民	ホ	<u> </u>	ル
3.	農業委	美員の出席	東 状況	(○出	席	図り	ス席	多 遅	刻	② \$	早退)				
	1 4 4 7 10番 Table 13番 Table 13番 Table 19番 Example 24	野益武﨑松松伊	孝 徳 文 康 勝 由 薫		2 番 5 番 8 番 114番 14番		瀬松太大髙柿川永田石田山	靖敬重恵良享			3 首 6 首 9 首 12首 15首 18首		松梶久田吉山保中原	堅達繁康順 茂一男徳 穂	
	出席農業委員数 16名 在任委員の過半数に達しているので、本会は成立した。														
4.	4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)														
0 0 0	末永	券美 〇 勇 〇 青人 〇 菅二) 鈴立 企	£—	0	百枝	•	台() į	賓﨑 坂本 北川	稔 康弘 廣海	0	増山 渡口 瀬川	新太学伸清	
5.	農業委	· 員会以	外の出席者	<u>×</u> ∃											
6.	6. 事務局職員の出席者														
	局 長	福守	剛	次	長	É	波	美知子			係	長	田畑	徹二	
	主 査 桃田 忠邦 参 事 吉田 倉也 主 任 川村 和夫														
7.	議	長			伊	藤		薫							
8.	議事録	署名委	員の指名												
	15 番		田中		康			16 氰	F		松	本	由	美 子	<u>.</u>

事務局長

皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から令和4年7月の農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席でございますが、農業委員2番瀬川靖典委員、10番崎村康子委員、12番久保繁徳委員、推進委員3番岩木保徳委員、10番瀬川和男委員でございます。出席委員は定足数に達しておりますので、本総会が成立していることを報告いたします。

先月ご協議いただきました農地パトロールを、お盆明けの8月17日の星鹿 地区を皮切りに実施いたします。日程表をお配りしておりますので、ご確認の 程お願いいたします。また、受持地区の地図をお配りしております。事前に遊 休農地等を確認いただいたうえで、当日、地域内をご案内していただきたいと 思います。

それから、本総会に先立ち開催いたしました運営委員会について、本年度の 視察研修についてご協議いただきました。その結果については、後ほど梶山委 員長の方からご報告をお願いいたします。

また、皆様のところに、ノート、蛍光ペン、ボールペンのセットをお配りしております。これにつきましては、全国農業会議所や長崎県農業会議から松浦市農業委員会が受けました団体表彰において、商品券をいただいておりますが、これを原資に、皆様方に等しく配分するために購入しお配りしたものでございます。最適化活動などの日頃の業務にご活用していただければと思います。それでは、伊藤会長にご挨拶をしていただきまして、総会に入りたいと思います。

会 長

皆様お疲れ様です。本日は、7月の定例農業委員会、夏の真っ只中、委員の 皆様には大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

まず初めに、久し振りにコロナ関係についてお話したいと思います。現在流 行しているのは、ご承知のとおりオミクロン株の変異型でBA5というコロナ でございます。これの特徴は、まずは高熱39から40度の熱が出るというこ とでございまして、あと喉の痛みとか倦怠感、筋肉痛、味覚障害等も出ている ということが言われています。このBA5は非常に感染力が強く、少し前まで はソーシャルディスタンスといって手を伸ばして届かない程度の距離、1.5 mくらいと言われておりましたけれども、そのくらいの距離を置くと感染しな いと言われておりましたけども、それもBA5には通用しなくなりました。ま た、ワクチン3回接種者についても感染が出たということも聞いております。 松浦市では、高齢者の4回目のワクチン接種が始まっていますが、これから夏 休みに入り、子供達の行動にも十分注意が必要で、これまで以上の予防、対策 が重要になりますので、皆様のご協力をお願いしたいと思います。また、感染 力が広がって最高を毎日上回っているということですが、一方で感染症法の分 類が現在は2ということですけども、これを5類へ引き下げるという風な協議 もされております。分類2から5へ引き下げるとはどういうことかと言います と、まず2類は感染した場合、かかる医療機関が指定された医療機関でしか治 療ができませんけども、これをインフルエンザ並みの5類に引き下げた場合、 一般の医療機関でも受診できるということになります。それから、2類の特徴 的なものとして、全数把握ですね、毎日ニュースで本日の感染者数は東京都で 何人、長崎県で何人というふうな報道をされておりますけども、この全数把握 は基本でありまして、5類になりますと毎日の全数把握、集計がいらなくなる ということでございます。保健所がまとめて集計している訳ですが、保健所職 員の業務を軽減するという意味でも5類にした方がいいんじゃないかという協 議がされております。それから3点目が費用関係の問題です。今は全額国庫負 担ですが、5類になった場合は風邪と同じですから、本人の3割負担が出てく るということになります。そういった違いがありますが、ぜひこのことは現在 議論中でありますので、今後どうなっていくか見守る必要があると思います。 比較的感染者が少ない松浦市でも7月25日現在、累計で902名。昨日26 日に23名が出ておりますので、合計すると松浦市全体で925名の感染者が 出ているということを聞いております。20人ずつ上がっても数日で1,00 0人を突破するという状況でございます。繰り返しになりますが、一人ひとり がこれまで以上に予防対策を万全にして、コロナウイルスに打ち勝ち、一日も 早く平穏な世の中に戻ることを願うばかりでございます。長崎県全体でいう と、8万8千人という数字が出ております。コロナ関係は以上ですが、7月の もう一方の大きなニュースとして、7月8日に安倍元総理が選挙の応援演説中 に銃弾によって倒れるという信じられない出来事が発生しております。安倍元 総理の評価につきましては、賛否両論あり、良い面悪い面ありますけども、と にかく通算8年8カ月という長い期間、日本のトップリーダーとして日本の発 展のために尽くされた功績は大であり、敬意を表するものでございますけど も、改めて哀悼の意を表し、心からお悔やみを申し上げ、ご冥福をお祈りいた したいと思います。最後の3点目に、先ほど局長からもお話がありましたが、 この後事務局からも説明がありますけども、来月8月17日から星鹿町を皮切 りに農地パトロールが始まります。全市8地区を暑い中、委員の皆様にはご苦 労をおかけいたしますが、ぜひご協力の程をお願いして会長の挨拶に変えたい と思います。ありがとうございました。

議長 3番議事録署名人の指名です。15番田中委員、16番松本委員にお願いい たします。

事務局

続きまして、4番各種報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

各種報告の説明をさせていただきます。農地移動適正化あっせん事業報告が 1件ございます。先月6月の総会におきまして、あっせん状況を報告していた 分でございます。内容でございます。申し出日は令和4年3月25日で、申出 人は調川町松山田免 番地 氏の破産管財人弁護士、 氏です。種類は売買で、対象地は調川町松山田免字若永山 、同じく 番の2筆で地目は田、合計面積は625㎡です。こちらにつきましては、お二人のあっせん委員さんにも大変ご努力いただいておりましたが、買い手の候補者が中々見つからない状況が続いておりましたため、あっせん台帳への登載も厳しい状況ということでした。そのことにつきまして、事務局から 破産管財人弁護士に状況報告をしましたところ、7月12日付け文書にてあっせんの取り下げがなされました。同月14日に受付ております。

状況としましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。このあっせん事業につきましては、先月の総会の中で非常にあっせん委員さんの方からも場所的に難しいということで報告があっていまして皆さんにもこの件につきましては、打ち切りにするのか取り下げにするのか事務局に任せるということで協議をしておりましたけども、今回、当人から取り下げがあったということでご理解をいただきたいと思います。ようございますか。次、報告どうぞ。

事務局

続きまして、2アール未満農業用施設整備届の受理報告について2件ございましたので、説明いたします。

1件目です。届出人は御厨町池田免 番地、 氏。農地の表示は御厨町池田免字西原 地間は畑、面積は157㎡で、そのうち届出面積は25.9㎡です。届出事由は農業用倉庫の建設です。届出日は令和4年6月21日、同日受理しまして、翌22日に現地調査を行っております。受理通知日は6月22日です。こちらは、すでに昭和57年に建築されたものですが、農地転用届が不要であることから、2アール未満の届出を失念されていたということで、事後報告となったものでございます。

続きまして、提案事件の集計表です。 (以下資料の読み上げ)

農地法関係

	申請事由		面	積	
中 明 争 田		件数	Ħ	畑	計
第3条	経営規模拡大	2	1,169 m²	1,116 m²	2,285 m
	兄弟間の贈与	1	1,127 m²		1,127 m²
	生前一括贈与	1	13,834 m²	10,960 m	24,794 m²
	#H	4	16,130 m²	12,076 m²	28,206 m²

農用地利用集積計画

権利の種類			面	積	
			Ш	畑	al
所	有権移転				
利	用権設定	12	12,515 m²	10,677 m²	23,192 m²
	賃借権	11	12,515 m²	7,113 m²	19,628 m
	使用貸借	1		3,564 m	3,564 m²
	#	12	12,515 m²	10,677 m²	23,192 m²

意見書関係

申請事由			面	積		
中 時 李 四	件数	Ħ	畑	山林	原野	計
農業振興地域整備計画の変更について	1		3,080 m²			3,080 m²

承認関係

rh sta	筆数	面	積	
内 容 		ш	畑	計
荒廃農地調査による農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当 するか否かの決定について	1	1,745 m²		1,745 m²

報告は以上でございます。

議 長 事務局から報告事項の説明がございました。皆さんから何かご質問等ございませんか。

委員なし。

議長 はい。では報告事項につきましては、事務局の説明どおりで問題ないとい うことで、次に進みます。

議案第50号に入ります。農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第50号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請 について説明いたします。

> 事件番号1です。譲渡人は、長崎市松山町 氏。譲受人は志佐町稗木場免番地、 町稗木場免字稗木場 由は、譲渡人と譲受人はご兄弟であり、実際には農地の管理を ているということで、贈与により所有権の移転を行うものです。譲受人世帯の経営状況ですが、耕作面積が27,158㎡、農業従事者は1名、農業従事日数は年間300日となっており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

> 続きまして事件番号2です。譲渡人は、今福町北免 番地、 氏。譲受人は同住所地、 氏です。申請地は、今福町浦免 、田566㎡はか23筆で、合計面積が24,794㎡です。申請事由は、親から子への生前一括贈与によって所有権の移転を行うものです。現在、 氏の経営移譲年金受給のため農地法3条によります親子間貸借となっておりますが、この度、贈与することになったそうです。譲受人世帯の経営状況ですが、耕作面積が27,938㎡、農業従事者は1名、農業従事日数は年

間150日となっており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

最後に事件番号3です。譲渡人は、平戸市田平町大久保免 氏。譲受人は御厨町米ノ山免 番地、 氏です。申請地は、御厨町米ノ山免字田口 、畑1,116㎡です。申請事由は、今後の土地の管理を 氏が行うということで双方で合意がなされまして、今回経営規模拡大のため売買により所有権の移転を行うものです。譲受人世帯の経営状況ですが、耕作面積が9,704.09㎡、農業従事者は1名、農業従事日数は年間150日となっており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

以上3件につきましてご審議よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。それでは、事件番号1から地元委員さんの ご意見を伺いたいと思います。1番につきまして 委員さんご本人ですの で鈴立委員さんにお願いいたします。

推進委員

推進委員8番鈴立です。事務局から説明がありましたとおり、ご兄弟間での贈与です。 氏は、ずっと後継者としてこちらに残られてこの地番の土地も管理されておられましたので、何ら問題ないかと思います。以上です。

議長

ありがとうございました。続きまして、事件番号2番について武部委員さ んお願いいたします。

農業委員

はい、よろしいでしょうか。譲渡人はですね、私の従兄弟でして、譲受人の子供である は、一昨年農協を退職しまして、今嘱託でまた農協におります。その間ぼちぼちずっとやっております。百姓をですね。だから何の問題もないと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。続きまして、事件番号3番に入ります。 地元山下委員さんお願いいたします。

推進委員

推進委員1番の山下です。先日20日にこちらの立会いをさせていただきました。一枚の畑に住宅と残り半分を農地として使うということでございます。この さんは、現在農協にお勤めでして、次男さんが西木場に住んでらっしゃいますけど、年内には家を建てて正月を迎えたいという希望でございます。この前の説明も他の委員さんもいらっしゃったのですけど、道路のすぐ横手にございまして、排水は道路の排水溝で、生活排水は一旦浄化槽に貯めて綺麗にして流すという説明でございます。後日、私が さんと立会いまして、説明受けまして、何ら問題ないなと気がいたしました。どうぞご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございました。それぞれ地元委員さんから報告がありましたけ ど、何も問題はないのではないかということですが、皆さんの方から何かご 意見ご質問等ございませんか。

委員なし。

議長 はい。3条ということで何も問題なければ議案第50号案件につきまして は、許可相当としたします。ありがとうございました。

続きまして、議案第51号に入ります。委員さん関係分です。同じく農地 法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてをお願いします。

~ 松本委員退席 ~

事務局 議案第51号農地法第3条の規定による許可申請について説明させていた だきます。

事件番号1です。譲渡人は、福岡県糸島市二丈深江 番地、 氏。譲受人は御厨町相坂免 番地、 氏です。申請地は、御厨町山根免字道木田 、田1169㎡です。申請事由は、 氏が福岡県在住で、今後の農地の管理を 氏が行うということでの合意がなされ、経営規模拡大のために売買により所有権の移転を行うものです。譲受人世帯の経営状況ですが、耕作面積が119,372.87㎡、農業従事者は1名、農業従事日数は年間300日となっており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

以上、ご審議をお願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。地元委員の山下委員さんのご意見をお伺 いいたします。

推進委員 地元委員の山下です。先日、大岳山の麓に行きまして、現地を確認いたしました。これまでは さんがやってらしたみたいなんですけど、もうどうも出来ないということから さんの方に乗り継ぎするということ を聞きました。周りがほとんど水田で去年作ってなかったせいか、少し草も生えていたんですけど、後はトラクターを入れれば立派な農地になるとも見てきました。よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局説明、地元委員さん、それぞれ問題ないということでございますが、皆さんの方から何かご質問等ございませんか。

委員なし。

議長 ございませんね。ご意見もないようですので、議案第51号につきまして は、許可相当といたします。どうぞ(松本委員)お入りください。

~ 松本堅一委員着席 ~

議長では、議案第52号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第52号農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。 事件番号1です。関係資料を18から22ページに掲載しておりますので、 適宜ご覧いただければと思います。譲受人は御厨町西木場免

以上、2件のご審議をお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。 まず、事件番号1番、山下委員お願いします。 推進委員

何回もすみません。先ほどこの件につきましては、説明したように、 さんの次男さん、 さん、この方はハウス関係の仕事をしてらっしゃいまして、堅い仕事でございますけども、信頼できると思っております。年内には住宅関係ということで進めていらっしゃるようですので、今後皆様よろしくお願いいたします。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、現地確認に行かれた委員さんのご意 見をお願いいたします。

農業委員

農業委員6番の松本でございます。これは20日に事務局と武部さんと私 と行ってまいりました。事務局の説明のとおり何の異常もないように感じま した。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。続きまして、事件番号2番、地元委員さん武部 委員さんのご意見をお伺いいたします。

農業委員

議長

ありがとうございました。申し遅れましたけども、地元委員と現地確認委員が併せての報告ということでようございますかね。

農業委員

はい。(武部委員)

議長

それでは、事件番号1番2番共に事務局、地元委員、現地確認委員さん、 問題ないというご意見でございますけども、皆さんの方から何かご意見ご質 問等ございませんか。

委員なし。

議長

はい。ないということでございますので、議案第52号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して県に進達するものといたします。ありがとうございました。

次に、議案第53号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたしま す。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案は8ページをご覧ください。議案第53号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和4年7月28日としております。9ページに、賃貸借権の再設定分5件、賃貸借権新規分を4件分、それから使用貸借権再設定分1件の各筆明細を添付してお

ります。担当地区分のご確認をお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。賃貸借権の再設定分が5件、賃貸借権新規 分が4件分、使用貸借権再設定分が1件、合計10件でございます。それぞ れ担当委員さんのご確認をお願いいたします。

ようございますかね。問題なければ、農用地利用集積計画のとおり決定したいと思います。ありがとうございました。

議長 次に議案第54号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。 委員さん関係分2件ございます。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第54号番号1につきましては、松本堅一委員関係分ですのでご退席を お願いしております。

~ 松本堅一委員退席 ~

事務局 議案第54号農用地利用集積計画の決定についてでございます。農業経営 基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき下記のとおり農用地利用集積 計画を決定するとういものでございます。公告予定日は令和4年7月28日 です。13ページをご覧ください。賃貸借権新規分の各筆明細でございます。番号1番について、ご審議よろしくお願いいたします。

議長事務局の説明が終わりました。何かご意見ご質問等ございませんかね。

委員なし。

議長 はい。ないということですので、番号1については、集積計画どおり決定 していきたいと思います。

~ 松本堅一委員着席 ~

議 長 次、事務局説明お願いします。

事務局 議案第54号の番号2につきましては、太田重敏委員関係分でございます ので、ご退席をお願いいたします。

~ 太田重敏委員退席 ~

事務局 議案第54号農用地利用集積計画の決定についてでございます。農業経営 基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき下記のとおり農用地利用集積 計画を決定するとういものでございます。公告予定日は令和4年7月28日 です。13ページ、番号2番につきましてご審議よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これにつきましても、皆さんから何かご質問等ございませんかね。

委員なし。

議 長 はい。ないということですので、2番につきましても計画どおり決定して いきたいと思います。ありがとうございました。

~ 太田重敏委員着席 ~

議長 次に議案は16ページになります。議案第55号農業振興地域整備計画の 変更についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第55号農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。この 議案につきましては、大石委員に関係するものでございますので、ご退席を お願いしております。

~ 大石委員退席 ~

事務局

こちらは、市の農林課から意見を求められたものでございます。事件番号
1です。変更の区分は用途区分の変更でございます。計画変更の土地の所在
につきましては、松浦市鷹島町原免字宇戸 、地目畑、面積2,2
32㎡うち45㎡。同地 、地目畑、面積384㎡。同地 、地目畑、面積226㎡、面積226㎡。合計面積は893㎡でございます。土地の所有者は松浦市鷹島町原免 番地、 たでございます。転用者は本人でございます。変更内容でございますが、変更目的は、農業用施設用地への区分変更でございます。変更の容でございますが、変更目的は、農業用施設用地への区分変更でございます。変更の理由は、堆肥舎を建設するためでございます。議案書の26ページに位置図を付けておりますが、こちらの位置図に誤りがございまして、お手元に正式な差し替え分をお配りしておりますので、そちらをご覧ください。該当地でございますが、 が45㎡、と言いますのが、位置図の黄色になっている部分の塗り替えている部分、右上の赤色の部分と黄色に塗り替

わった部分の堺の分から右下に斜線を入れていただくと、赤い部分が二つで きるかと思います。この右上の部分が今回区分変更の面積になっておりまし て、黄色の塗り替えた部分がでございますが、それの下の部分が の2, 232 m²。このうちの45 m²が今回の区分変更の申請の面 積であるということになっております。場所でございますが、市役所鷹島支 所から南に車で5分程行った所の位置にございます。位置図には中央に畑田 自動車と黒丸をしてありますが、実際にはこの道の反対側、左側の方が畑田 自動車の工場になっております。申し訳ございません。ここの周辺の状況で ございますが、北側に牛舎がございます。北東にも牛舎がございます。これ は申請者本人の牛舎でございます。黄色の塗り替えた部分と赤の部分は畑で ございます。南側はすでに荒地になっております。耕作される農地が、周辺 にはその隣り合わせる畑になっております。申請者は、肉用牛170頭の繁 殖の営農を行っておられます。この手続きが進めば、堆肥舎の建築に向けて 手続きを今年度中に行いたいというご希望がございます。環境上も全然問題 ないかと思われます。現地も確認しましたが、昨年度まで飼料畑にされてお りましたが、耕起だけ行われて現在は休耕地ということになっております。 ご審議いただきますようお願いいたします。

事務局

今説明が終わりましたが、ご審議いただく前に、議案書の一部訂正がございましたが、説明不足でして、大変申し訳ございませんでした。16ページ議案第55号の事件番号1の四角枠の中の4の変更内容の変更の理由が牛舎を建設するためとありますが、堆肥舎が正でございます。大変申し訳ございません。議案書のご訂正をよろしくお願いいたします。

議長

事務局から説明がありましたが、牛舎を堆肥舎に変更いただきたいと思います。それでは、地元委員の北川委員さんのご意見を伺いたいと思います。

推進委員

16番推進委員の北川です。事務局から詳しく説明がありましたように、ここは3戸の繁殖牛農家がございます。今言われました上の方がですね、これが さんの牛舎。右の方が、ご本人の さんの牛舎。それから右下の方にあります牛舎。ほとんごここは繁殖農家ですね。今回の件につきましては、右側の赤く塗ったところと左側の黄色のところ、大きく分けて2枚の畑になっておりますが、先ほど事務局が言いましたとおり、右側に堆肥舎を出来るということで聞いております。なお、ここは色々な問題については何もないかと思っております。よろしくご審議方をお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。皆様の方からご意見ご質問等ございませんか。

委員なし。

議長 それでは、議案第55号につきましては、用途区分の変更は問題ないとい うことで意見書の提出をしたいと思っております。ありがとうございました。

~ 大石委員着席 ~

議長 次に、議案第56号に移ります。荒廃農地調査による農地法第2条第1項 に規定する農地に該当するか否かの決定についてを議題といたします。事務 局の説明をお願いします。

事務局 議案第56号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該 当するか否かの決定について説明いたします。

> 前方にスライドを用意しておりますのでそちらをご覧ください。まず番号 1でございます。申出人は神奈川県横浜市青葉区奈良町

> 氏です。土地の所在地は志佐町赤木免字妙後原 番、田1745㎡です。現地確認は事務局と瀬川和男委員で実施をしております。申出人によれば22年前に相続して以降、現在まで耕作していないとのことでございました。申請地の西側には川がございまして渡れなかったため、対岸から確認いたしました。このように竹を中心として生い茂っている状況です。スライドのとおり主に竹が繁茂し山林の様相を呈している状況でした。この様なことから、農地への復旧は困難であり、仮に復旧したとしても継続した営農の見込みがなく現況を山林として非農地とすることが妥当であると考える次第です。なお、本日は瀬川委員が欠席されておりますが、瀬川委員も現地確認の際に、山林として非農地とすることが妥当であるとおっしゃられていましたので、その旨を申し添えいたします。

以上、皆様のご審議をお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これにつきまして、皆さんの方から何かご 意見ご質問等ございませんか。

委員なし。

議長本件につきましては、20年以上耕作していない、本人も神奈川県在住で 耕作していないし、今後農地として活用する計画もございませんので、非農 地として妥当じゃないかと判断しておりますが、ようございますか。

> ありがとうございました。それでは議案第56号につきましては、非農地 通知を交付するものといたします。

> 以上で、本日の付議事項につきましては全て終了いたしました。休憩なしで6番の協議事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事務局はい。協議事項です。

- 「令和4年度農地パトロールについて」
- ・ 「農業委員等の公務災害補償制度について」
- ・「全国農業新聞の推進について」
- ・「令和4年度の研修旅行(中止)について」

議長 以上で予定をしておりました事務局からの協議事項について終了します。 これをもちまして、7月の農業委員会定例総会を終了します。次回の農業委員会総会は、8月26日(13時30分~ 場所 市民ホール)といたします。お疲れ様でした。

〈 閉会の時刻 〉

14 時 42 分